■ 受講料助成制度のご案内 <地方自治体・産業支援機関・商工団体等の研修費用助成制度> 中小企業大学校の研修に対する助成金を設けている市町村、商工団体等がございますので、ご活用ください。 実際に、助成制度を活用される場合は、必ず事前に関係機関に直接お問い合わせください。 (更新日、令和6年2月)

福岡県

小竹町 町内中小企業 受講料相当額。但し、予算の範囲内 ※予定 (詳細については小竹町までお問い合わせください) 企業 一部町村 柳川市内に住所を有り、かつ、市内で新規に起業しようとす 受講料相当額を予算の範囲内で補助。但し、1企業1回、1人分に限る。 企業 一川崎町 川崎町内の事業所 受講料及び講師料の1/2、但し1企業5万円以内(予算の範囲内) 商 交 交 交 交 交	合わせ部署 画調整課 話致推進課 地域振興課 と対振興課 と営相談課 と営相談課 と営相談所 総務課 と営業担談所	電話番号 0949-62-1214 0944-77-8762 0947-72-3000 0942-33-0212 0948-22-1007 0949-22-5500 093-245-1081 0944-73-7000
市町村 柳川市 柳川市に主たる事業所を有する中小企業者 柳川市内に住所を有し、かつ、市内で新規に起業しようとす 受講料相当額を予算の範囲内で補助。但し、1企業1回、1人分に限る。 企業	等誘致推進課 四世報 四世報 四世報 四世報 四世報 四世報 四世報 四世報	0947-72-3000 0942-33-0212 0948-22-1007 0949-22-5500 093-245-1081 0944-73-7000
川崎町 川崎町内の事業所 受講料及び講師料の1/2、但し1企業3万円以内(予算の範囲内) 商 久留米商工会議所 会員企業 受講料の1/2、但し1企業3万円以内(会員のみ、予算の範囲内、受講前の申請とする) 地 飯塚商工会議所 会員企業 受講料の1/2、但し1企業3万円以内 経 直方商工会議所 市内中小企業、直方商工会議所会員中小企業 会員事業所:上限5万円、非会員事業所:上限2.5万円 ※算定方法の詳細は当所HPをご覧ください。 経 中間商工会議所 中間商工会議所会員のみ 予算の範囲内 受講料の1/2、但し1企業同一年度内5万円以内(会員のみ) 中小、 柳川商工会議所 会員事業所 受講料・旅費(当所規程)の1/2 但し1事業所1名、5万円以内 ・	也域振興課 至営相談課 至営相談課 「公業相談所 「総務課 「公業相談所	0942-33-0212 0948-22-1007 0949-22-5500 093-245-1081 0944-73-7000
大田木岡工芸顔州 云貞正来	全営相談課 全営相談課 小企業相談所 総務課 全営支援課	0948-22-1007 0949-22-5500 093-245-1081 0944-73-7000
直方商工会議所 市内中小企業、直方商工会議所会員中小企業 会員事業所:上限5万円、非会員事業所:上限2.5万円 ※算定方法の詳細は当所HPをご覧ください。 経 中間商工会議所 中間商工会議所会員のみ 予算の範囲内 受講料の1/2、但し1企業同一年度内5万円以内(会員のみ) 中小生柳川商工会議所 会員事業所 受講料・旅費(当所規程)の1/2 但し1事業所1名、5万円以内	Y 全相談訊	0949-22-5500 093-245-1081 0944-73-7000
では、	松務課 経対表 経営支援課	093-245-1081 0944-73-7000
柳川商工会議所 会員事業所 受講料・旅費(当所規程)の1/2 但し1事業所1名、5万円以内	総務課 経営支援課	0944-73-7000
	圣営支援課	
八九商丁全議所 全昌企業 鸟类似的 1/2 /四 1企業に下田以内		
	∇₩ + +≖==	0943-22-5161
筑後商工会議所 当所会員事業者 受講料の1/2、但し1企業5万円以内 経	Z営支援課 	0942-52-3121
大川商工会議所 会員企業 受講料の1/2、但し1企業5万円以内(会員のみ) 経	圣営支援課	0944-86-2171
大牟田商工会議所 大牟田商工会議所会員事業者である中小企業者 受講料の1/2以内、但し1企業5万円以内(大牟田市で開催のサテライトゼミは対象外) 経	圣営支援課	0944-55-1111
豊前川崎商工会議所 会員事業所 受講料の1/4、但し1企業2万5千円以内(予算の範囲内) 中小生	心企業相談所	0947-73-2238
嘉麻商工会議所 会員企業のみ 受講料の1/2、但し1社1名まで3万円以内	指導課	0948-52-0855
宮若商工会議所 であります。	振興課	0949-32-1200
朝倉商工会議所 会員企業 受講料の1/2以内、但し1企業5万円以内(予算の範囲内) 経	圣営支援課	0946-22-3835
福岡県商工会青年部連合会 青年部連合会 会員企業 最高2万円まで/青年部員1人(但し、全県で年間2名まで) 運	運営支援課	092-622-7708
気前町商工会 会員企業 受講料及び宿泊費の1/2、但し1社2名まで5万円以内		0946-22-3724
支 大宰府市商工会 大宰府市商工会工業部会員に限る。 受講料の1/3以内(最高5千円)、但し1事業所2名まで(予算の範囲内) 経済 (大宰府市商工会工業部会員に限る) といっている (大宰府市商工会工業) といっている (大宰府市商工会工会工業) といっている (大宰府市商工会工業) といっている (大宰府市商工会工業) といっている (大宰府市商工会工会工業) といっている (大宰府市商工会工会工会工会工会工会工会工会工会工会工会工会工会工会工会工会工会工会工会	圣営支援課	092-922-4345
機 志免町商工会 会員企業 受講料の1/2(1企業5万円以内)。 但し、事前申請必要、予算の範囲内で対応。		092-935-1337
関 一		092-932-6700
NEW 会員企業 受講料の1/2以内(上限1万5千円)。 但し1事業所3名まで(予算の範囲内)		092-932-0443
商工業を営む会員事業者であって、その企業の事業主(法 芦屋町商工会 人にあたっては役員を含む)及び後継者ならびに従業員と 受講料の1/3、但し1企業3名まで、上限1万円(1名あたり) する。		093-222-2111
水巻町商工会 水巻町商工会 会員企業 受講料の1/2(1人につき上限1万円) 1事業所同一年度3人(3万円)まで		093-201-7551
岡垣町商工会 会員企業 受講料の1/2(1人につき上限1万円) 1事業所同一年度3人以内		093-282-0294
遠賀町商工会 遠賀町内商工会員 受講料の1/2以内、但し1企業3名まで		093-293-0165
大木町商工会 会員企業 受講料3万円を上限に会員企業へ補助 ※予算の範囲のため、事前連絡必要		0944-32-1336
福津市商工会 会員事業所の事業主(法人にあっては役員)、後継者、 受講料の1/3以内とし、1万円を上限。ただし、1事業年度当り、1会員2万円を限度 指導 ※詳細は福津市商工会まで問い合わせ下さい。	導·振興課	0940-42-0315
久留米南部商工会 会員 受講料の1/2以内、同一年度内の限度額5万円 (予算の範囲内、事前連絡必要) で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	総務課	0942-64-3649
若宮商工会 市内中小企業及び商工会会員企業 ※詳細については、若宮商工会までお問い合わせください。		0949-52-0640
鞍手町商工会 鞍手町に事業所を有する中小企業者等 受講料の1/2以内、1社3名まで、限度額3万円(予算の範囲内)		0949-42-0357
嘉麻市商工会 会員中小企業 受講料の1/2補助(上限5万円) 詳細については嘉麻市商工会までお問い合わせください。	指導課	0948-42-1400
公益社団法人 福岡県トラック協会 会員事業所 全日本トラック協会と合わせて受講料の2/3(会員のみ) 業務部	部 業務二課	092-451-7845
九州北部 しんきん経営者協議会 会員企業 受講料の1/2(長期コースは除く)、1事業所につき年間2名まで (希望多数の場合はこの限りでない)	業務課	092-481-8815
一般社団法人 福岡県機械金属工業連合会 会員組合員企業 受講料の1/2、但し1企業5万円まで(会員のみ)		092-612-5155
一般社団法人 嘉飯桂産業振興協議会 会員企業のみ 受講料の1/3(予算の範囲内で上限あり)	事務局	0948-21-3777

長崎県

	機関名	対象者	助成制度の内容	問合わせ部署	電話番号
市町村	島原市	市内中小企業	受講料の補助及び交通費(中小企業大学校に派遣の場合)の1/2の補助(1企業2名まで) (上限受講料3万6千円・交通費9千円 計4万5千円/1名)	 商工振興課 商工振興班 	0957-62-8111
	佐世保市	市内中小企業者	受講料の1/2以内を予算の範囲内で補助。 (消費税等相当額は対象外 但し、1企業10万円・5名まで)	観光商工部 商工労働課	0956-24-1111 (内線3004)
	大村市	・市内に本店を有する法人又は個人事業主(中小企業基本 法に規定される中小企業者) ・市内に主たる事務所を有する農事組合法人、中小企業団 体又は商店街振興組合	中小企業者等が人材育成のために受講する研修会の受講料、教材費、交通費及び宿泊料や国家試験などの資格試験の受験料、交通費及び宿泊料、単独又は合同で実施する研修会に係る費用の一部を助成します。(令和6年度予算の状況によりますので、詳細は担当部署にお問合せください)	産業振興部 商工振興課 産業振興グループ	0957-53-4111 (内線249)
	平戸市	平戸市内に事業所を設置し、事業を営んでいる人 ※対象要件の変更の可能性があります。	対象経費の2/3以内で、受講者1人当たり年間5万円以内、1事業者当たり25万円を上限。 対象者:市内に事業所を設置し事業を営んでいる人 ※詳細はお問合せください。	商工物産課	0950-22-9141
	島原商工会議所	会員企業	寮費の補助(1企業2名まで 上限5千円/1人 会員のみ)	中小企業相談所	0957-62-2101
	諫早商工会議所	諫早商工会議所会員企業のうち、申請時点で当該年度会費 額のうち基準会費額(法人24,000円、個人15,000円)以 上を納入している企業	受講料の1/3(千円未満切り捨て)、但し1万円/1人、3名まで。	中小企業振興部	0957-22-3323
支	長崎県商工会連合会	商工会青年部員	受講料、旅費の助成	指導部 指導課	095-824-5413
援	雲仙市商工会	会員企業	受講料の全額(上限5万円)。 一事業所あたり当該年度中、上限5万円。	経営支援課	0957-36-3911
機	西そのぎ商工会	西そのぎ商工会会員事業所の代表者または従業員等	必要経費合計金額の3/4以内、但し、1事業所あたり3万円まで。 対象者:西そのぎ商工会 会員	経営支援課	095-882-2240
等 	公益社団法人 長崎県トラック協会	会員事業者	全日本トラック協会と合わせ受講料の2/3(会員のみ)	総務部 交付金事業課	095-838-2281
	九州北部 しんきん経営者協議会	会員企業	受講料の1/2(長期コースは除く) 1事業所につき年間2名まで(希望多数の場合はこの限りでない)	業務課	092-481-8815
	一般財団法人 長崎市勤労者サービスセンター	会員	受講料5千円(会員のみ)。		095-820-0020

佐賀県

			助成制度の内容	 問合わせ部署	電話番号
支援機関	佐賀商工会議所	会員企業	研修にかかる受講料の半額。 但し、1中小企業者等あたり20,000円を上限とする。 (予算の範囲内で会員に限る) ※詳細については、お問い合わせください。	企業支援部	0952-24-5158
	唐津商工会議所	会員企業	補助金の交付額は、受講料の1/2以内とする。また、一会員事業所への交付限度は、年間3万円以内(但し、年会費額を上限)とする。	総務課	0955-72-5141
	伊万里商工会議所	会員企業	受講料の1/2以内、但し 1企業2万円以内 (予算の範囲内で会員に限る)	商工振興課	0955-22-3111
	鳥栖商工会議所	会員事業所	受講料の1/2(上限は年会費額まで、最高2万5千円) 1事業所1人(20事業所まで)(会員に限る)	総務課	0942-83-3121
	有田商工会議所	有田商工会議所会員企業	受講料・宿泊料の2分の1以内、交通費含む。但し1事業所年間3万円まで(当所予算の範囲内での実施)	総務課	0955-42-4111
	小城商工会議所	会員事業所で中小企業の経営者・従業員	受講料・宿泊料の1/2以内、但し、1事業所年間3万円まで(当所予算の範囲内での実施)	中小企業相談所	0952-73-4111
	鹿島商工会議所	※助成制度の変更が予定されています。 詳細は直接お問い合わせください。		中小企業相談所	0954-63-3231
等	基山町商工会	会員企業	受講者1人につき5千円、但し1事業所2名まで、 年間1回限り(商工会員限定)	経営支援課	0942-92-2653
	佐賀市南商工会	会員限定	・研修に係る受講料の2分の1 但し1事業所あたり3万円を上限。 ・毎年度5事業所まで受付(先着順)但し各年度の利用は1回限りとする。	経営支援課	0952-47-2590
	公益社団法人 佐賀県トラック協会	会員事業者	全日本トラック協会と合わせ受講料の2/3(会員のみ)	交付金事業係	0952-30-3456
	九州北部 しんきん経営者協議会	会員企業	受講料の1/2(長期コースは除く)、1事業所につき年間2名まで(希望多数の場合はこの限りでない)	業務課	092-481-8815

大分県

	機関名	対象者	助成制度の内容	問合わせ部署	電話番号
市町村	大分市	・本店または支店の所在地が市内である中小企業 ・住所および事業所の所在地が市内である個人事業主	研修費(受講料、テキスト代等)、交通費、宿泊費の1/2以内(DX研修は2/3以内) ※1人あたり上限10万円、1事業者あたり上限30万円 ※要綱の変更を予定しているため未確定です	商工労働観光部 創業経営支援課	097-585-6029
	由布市	(1)市内に事業所のある法人または市内に事業所及び住所のある個人事業主。 (2)一般事業主行動計画を策定し、労働局に届出していること。または働き方改革に関する国または県の認定等を受けていること。	対象経費の3/4以内(1事業者上限20万円) ※先着順(予算がなくなり次第終了)	商工観光課	097-582-1304
	玖珠町	町内中小企業者	受講料・旅費の1/2以内 1企業10万円まで(ただし、小規模事業者は3万まで)	商工観光政策課	0973-72-7153
支援機関等	臼杵商工会議所	会員企業	対象経費の1/2、但し、年間総額10万円を上限とする。 対象:臼杵商工会議所の会員に限る。	中小企業相談所	0972-63-8811
	豊後高田商工会議所	会員企業	受講料及び旅費等の一部助成(詳細についてはお問い合わせください)		0978-22-2412
	佐伯市企業技術振興協議会	会員企業	技術習得派遣研修事業 研修等の経費の2分の1以内、上限10万円/1企業 ただし、予算額の範囲内において、かつ申込承諾件数に応じて按分する。	佐伯市 商工振興課内 佐伯市企業技術振興協議会 事務局	0972-22-3943
	公益社団法人 大分県トラック協会	当協会会員企業	受講料の1/3(会員のみ)	総務課	097-558-6311
	南九州地区 しんきん経営者協議会	南九州地区しんきん経営者協議会の会員事業所の経営者 及び管理者、従業員等 ※現在会員事業所でない場合も会員となることを前提に利 用可能。	受講料の1/2(2万円を限度)、1事業所につき年間2名まで (希望者多数の時はこの限りでない)	南九州信用金庫協会 事務局	096-325-2475

その他

	機関名	対象者	助成制度の内容	問合わせ部署	電話番号	
市	下関市	市内中小企業	令和6年度予算の成立をもって内容が確定します。	産業振興部 産業振興課	083-232-7214	
機関	防府商工会議所	会員企業	受講料の10%(研修修了者)	中小企業相談所	0835-22-4352	
	公益社団法人 全日本トラック協会	当協会会員	国、自治体、他団体等からの助成金の合計が受講料の2/3を超えない場合に限り、受講料の1/3を助成(会員のみ・対象講座のみ)※予定	経営改善事業部	03-3354-1056	
	公益財団法人 日本中小企業福祉事業財団 (日本フルハップ)	会員事業所	受講料の1/2 (事業所によって限度額が異なります。詳細についてはお問合せください。)	福祉・災害防止部	06-6949-3314	